

令和2年度丹羽広域事務組合水道事業経営審議会の審議内容

● 第1回 令和2年5月21日(木)午前10時～

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、事務局から委員一人一人に内容の説明を受け意見をいただいた。

議題

- ◎ 管理者からの諮問について
- ◎ 現状の管路・施設の耐震化率・経年化率と将来の管路の健全度について
- ◎ 水道施設の適正な管理及び更新とその費用について

事務局説明

同日、管理者鈴木雅博（大口町長）から丹羽広域事務組合水道事業経営審議会に対し、「適正な水道施設の管理・更新と経営について」諮問があった。今後、審議会において審議を重ね答申することとなった。

現状では、平成30年度の管路の更新率は約1.0%と非常に低く、更新ペースが経年化に追いつかず、老朽管路が年々増え続け、管路の老朽化による漏水、濁水等も度々発生している。基幹管路の耐震化率は53.7%と比較的高いが、管路全体の耐震化率は16.7%と依然低い。一方、給水人口は、緩やかに伸びているが、有収水量及び給水収益は、減少傾向にある。将来的には、今後の人口減少に加え、節水器具の普及、企業の自己水の有効利用等が更に進み、有収水量・給水収益も今まで以上に減少していく見込みである。このままの状態が続けば、40年後には、約70%もの管路が老朽化管路になってしまい、健全な状態が維持できない。

経営戦略では、施設や管路を耐用年数で更新した場合、年間6.5億円と膨大な資金が必要となる。このため、延命化を図り耐用年数を、実使用年数を考慮した更新サイクルとして更新する場合は、年間4.1億円まで抑えることができる。水道施設を将来にわたり健全な状態を維持していくには、適正な料金設定など経営基盤の強化が必要である。

審議会意見等

- ・ もっと早く料金の見直しをしなければならなかったのではないかと。10年前くらい前から料金の見直しをしていれば、このような財政の厳しい状況にはならなかった。
- ・ 水は生活にとって大切なもの。料金値上げは多少しかたない。なにより安定した給水が大切である。
- ・ 実際どれくらい資金が不足するのかわかる必要がある。
- ・ 大幅な値上げは、使用量の減少にもつながりかえって減収となることも考慮すべきである。
- ・ 補助金や町からの繰り出し金はないのか。

● 第2回 令和2年6月26日(金)午前10時～

議題

- ◎ 水道整備実施計画について
- ◎ 財政収支について
- ◎ 近隣水道事業体との比較について

事務局説明

第3次水道整備実施計画（H23年度～R2年度）の主な事業としては、工事費や維持管理費などの削減を目的とした配水場の集約化、配水幹線600mmのバイパス管及び大口南部配水場へのバックアップ管の布設工事を施工し、ほぼ計画通り進められている。

第4次水道整備実施計画（R3年度～R12年度）及び第5次水道整備実施計画（R13年度～R22年度）では、主に「水質改善」、「今後20年間で重要給水施設への配水管の耐震化率100%」、「管路の適時適切な更新」、「ダウンサイジング」を目標設定とし、具体的な計画案を示された。

長期的な財政見通しでは、適正な更新サイクルで更新するために必要な財源を確保するためには、20年間で約82億円必要であるとの試算結果である。

一方、水道整備実施計画において、より具体的な工事計画と全体的な収支見込で試算した場合には、20年間で約84億円必要との結果となり、令和5年度に15%、令和15年度に18%、起債を年平均2億円にしなければならない試算結果となった。仮に現行の料金による試算では、損益計算では令和4年度に純損失が生じ、令和6年度に資金残高がマイナスになり事業継続ができない結果となった。

近隣の水道事業体の経営状況の比較では、長期的に見れば、将来的な料金収入の減少、更なる水道施設の老朽化などは共通の課題であるが、それぞれ特色があり、地形を生かした配水方法や産業が栄えている地域などでは比較的有利な水道事業体もある。水道料金は愛知県内でも比較的安価な料金設定となっているが、令和2年4月に水道料金を改定した近隣の事業体もある。

審議会意見等

- ・ 安易に毎年企業債発行としているが、将来の返済や利息の支払いが心配であり、十分考慮すべきである。将来の子孫にしわ寄せがいかないようお願いする。
- ・ 第4次及び第5次水道整備実施計画の目標設定については、異議なし。
- ・ 企業債を発行せず、料金改正をした場合には、一度に35%の値上げとなるため、企業債を発行しながら、段階的に値上げするほうが好ましい。
- ・ 情報発信は、積極的且つ効率的効果的に行ってほしい。

● 第3回 令和2年7月30日(木)午前10時～

議題

- ◎ ダウンサイジング検討後の水道整備実施計画について
- ◎ 答申案について

事務局説明

前回の第4次及び第5次水道整備実施計画案について、ダウンサイジング（φ700⇒φ500、φ600⇒φ400にサイズダウン）を検討、また、工事路線について再度検討した結果、検討前と検討後の比較では、約9.2億円減の20年間で約74.8億円となり、負担金工事を合わせて約83億円となった。これらにより再度試算したところ、料金の改定率を令和5年度に15%、令和15年度に15%、起債を年平均1.6億円にまで抑制することができた。

審議会意見等

- ・ 料金を値上げすることについては、やむを得ない。
- ・ 水道事業はこれからも存続しなければならないが、一度に値上げするのではなく、半分ずつ

上げるのはよいと思われる。

- ・ 料金改定の時期については、第4次及び第5次水道整備実施計画の財政見通しでは、料金改定をしない場合、令和4年度に純損失、令和6年度に資金残高がマイナスになる見込みのため、令和4年度には料金改定をするべきであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の問題から、令和5年度に改定する方向でよい。
- ・ 現状の料金設定は、使用量が多いほど単価が高額である。そのランクの単価を値上げしすぎると大量に使用される使用者から苦情がでる可能性がある。

● 第4回 令和2年8月31日(木)午前10時～

議題

◎ 水道料金について

◎ 答申案について

事務局説明

地方公営企業は、地方公営企業法では、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てられないとされており、水道事業は水道料金等の収入によって運営しなければならない。また、料金は公正妥当で適正な原価を基礎とし健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法では、水道料金は、原価に照らし公正妥当なもの、定率又は定額をもって的確に定められ、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないことと規定されている。

丹羽郡の水道料金は、基本料金と従量料金からなる二部料金制で、口径別逓増型料金形態となっている。

過去の水道料金の改定については、平成元年4月消費税3%が導入されたときに、そのままの単価で内税方式に、平成9年4月消費税5%に改定されたときもそのままの内税単価、平成16年4月平均改定率11.66%の値上げを実施、平成26年度内税方式を消費税率5%で割り戻した形で外税にし、現在の単価設定となっています。

現状の料金の課題としては、少量の利用者が増加し、安いランクの使用量が増加、企業の自己水利用が増加する懸念、使用量の減少が経営に大きく影響などが挙げられ、今後これらを可能な限り解決していけるよう改定案を示していく。

審議会意見等

- ・ 水道料金の経緯から見ても、値上げは仕方がないことと理解していただく必要がある。
- ・ 消費税導入時の内税方式は、実質の値下げ。こういった経緯を踏まえても今回の値上げは仕方がない。
- ・ なるべく改定していく傾斜は緩やかな方が望ましい。
- ・ 今まで愛知県内でも5、6番目に安いので、大きく値上げするとインパクトが大きい。低所得者層への配慮や救済措置も考えるべきである。
- ・ 水道料金の改定については、令和5年度改定率概ね15%、令和15年度改定率概ね15%の値上げとし、本審議会で審議した結果として答申書にも記載する。

● 第5回 令和2年9月30日(水)午前10時～

議題

◎ 答申案について

※ 会議終了後、河北配水場の施設見学を実施した。

事務局説明

前回答申書からの変更点について説明をした。

令和2年10月中に審議会会長から管理者に答申書を提出していただきます。

今後は、議会にも丁寧に説明し、住民の方々にも情報発信を積極的に行っていきます。

審議会意見等

- ・ 表現など微調整する部分はあるが、概ねこれでよい。
- ・ 水道事業は、今後も大変だが、住民の理解を得て、10年後20年後の先を考えることが重要である。

● 答申書提出 令和2年10月14日(木)午後1時30分～

今枝文雄会長より管理者（大口町長 鈴木雅博）に答申書を提出した。